

## 京都府最終評価結果書

**1 実施状況の概要**

(1) 交付市町村数	16
(2) 協定数	500
(3) 交付面積	5,128 ha

【うち集落協定	498	個別協定	2
【対象農用地面積	6482 ha	交付面積率	79%
【地目別面積内訳	田: 5055 ha	畑:	73 ha
	草地: 0 ha	採草放牧地:	0 ha

(4) 交付金額 662,341 千円

【うち共同取組活動分: 492,150 千円 個人配分分: 168,636 千円  
(個別協定1555千円)

**2 交付金交付の効果等**

項目	効果等													
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>具体的な目標及び各年度毎の活動計画を立てることにより、協定参加者各人が集落の将来像の実現に向けて取り組むべき事項を明確に意識し、協定参加者が一体となって同じ目標に向かって活動を推進することができ、府及び市町村も、プランに基づき各協定の目標の進捗状況を把握し、的確に助言等を行うことができた。</p> <p>その結果、500協定のうち、487協定(97%)で現時点で21年度までの目標達成を見込んでおり、残り13協定に対しては、府と市町村が集中的に助言等を行うことにより確実な目標達成を目指している。</p>													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 要指導・助言協定数</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">67</span> 協定</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・21年度までの目標達成が見込まれる協定数</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">65</span> 協定</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</span> 協定</td> </tr> </table>	① 要指導・助言協定数	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">67</span> 協定	② 上記のうち		・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">65</span> 協定	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</span> 協定					
① 要指導・助言協定数	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">67</span> 協定													
② 上記のうち														
・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">65</span> 協定													
・引き続き、指導・助言が必要な協定数	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</span> 協定													
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>耕作放棄の防止等の活動</p> <p>協定締結を契機として、「集落内の農地を絶対荒廃させてはならない」という意識を集落協定参加者が共有したことにより、「集落全体での農地保全」を促す効果があった。</p> <p>また、中間年評価の際に実施した集落協定代表者へのアンケートでは、本制度に取り組んでいなかった場合、平成17～21年度の5年間に1,065ヘクタール(協定農用地の20.8%)の農地が耕作放棄されたとみる回答があった。この面積は、府内耕作放棄地(2005年センサス2,615ha)の40%にも当たることから、本制度は耕作放棄地を防ぐ大きな効果を発揮していると言える。</p>													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 交付金交付面積</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5128</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既耕作放棄地の復旧面積</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> ha</td> </tr> </table>	① 交付金交付面積	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5128</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> ha	② 農振農用地区域への編入面積	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> ha	③ 既耕作放棄地の復旧面積	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> ha							
① 交付金交付面積	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5128</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> ha													
② 農振農用地区域への編入面積	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> ha													
③ 既耕作放棄地の復旧面積	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> ha													
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>水路・農道等の管理活動</p> <p>集落協定を対象としたアンケートでは、全協定の7割にあたる協定で、農地の方面や水路・農道等の共同管理活動の回数が、協定締結前より増えたと答えており、また例えば、台風等災害時の見回りや施設の老朽化のこまめな点検等のよりきめ細やかな共同管理活動が行われるようになる等、協定締結を契機として、協定参加者の共同管理活動に対する意識は確実に向上した。</p>													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 水路の管理延長</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1979</span> km</td> </tr> <tr> <td>② 道路の管理延長</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1000</span> km</td> </tr> </table>	① 水路の管理延長	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1979</span> km	② 道路の管理延長	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1000</span> km									
① 水路の管理延長	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1979</span> km													
② 道路の管理延長	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1000</span> km													
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>多面的機能を増進する活動</p> <p>農地の荒廃防止により、洪水や土砂流出の防止、地下水の涵養、自然環境や美しい景観の保全等、農業・農村が持つ多面的機能の維持に効果を発揮している(集落協定を対象としたアンケート調査でも全協定の86%が効果があると回答)。</p> <p>また、農業・農村が持つ多面的機能という視点への着目は、例えば、景観の鑑賞を目的とした都市農村交流や生態系保全学習や食育等での学校教育との連携を促し、さらにCSRという観点からの企業の参画、NPO法人、ボランティア等の新たな連携を実現している集落協定も出てきている。</p>													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 周辺林地の下草刈り</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">157</span> ha</td> </tr> <tr> <td>② 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> ha</td> </tr> </table>	① 周辺林地の下草刈り	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">157</span> ha	② 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> ha									
① 周辺林地の下草刈り	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">157</span> ha													
② 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> ha													
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>農用地等保全マップ</p> <p>水路・農道等の保全箇所、修復箇所、注意を要する箇所等を視覚化・明確化することにより、管理作業の省力化、施設の新設、補修、改修等の年次的実施による作業の効率化等の効果があっただけでなく、協定参加者全体でマップの作成にあたったことで、集落共同管理の意識の向上が図られた。</p>													
	<p>A要件</p> <p>本制度が過疎化・高齢化の進行により、将来において農業生産活動の維持が困難となることを各々が改めて認識し、機械・農作業の共同化、担い手育成等将来の持続的な農業生産活動のために集落全体での営農体制の整備につながった。</p> <p>また、過疎化・高齢化の進行により協定集落内の人口が減少する中で、交付対象農地を持たない農家や非農家も含めた集落全体での取り組みの他、複数集落の連携、企業やNPO法人、ボランティア等との新たな連携の芽がでてきている。</p>													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 機械・農作業の共同化</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">438</span> ha</td> </tr> <tr> <td>② 高付加価値型農業の実践</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">44</span> ha</td> </tr> <tr> <td>③ 認定農業者の育成</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">49</span> 人</td> </tr> <tr> <td>④ 新規就農の確保</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">58</span> 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">80</span> ha</td> </tr> <tr> <td>⑥ 非農家・他集落等との連携</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">88</span> 戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 集落</td> </tr> </table>	① 機械・農作業の共同化	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">438</span> ha	② 高付加価値型農業の実践	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">44</span> ha	③ 認定農業者の育成	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">49</span> 人	④ 新規就農の確保	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">58</span> 人	⑤ 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">80</span> ha	⑥ 非農家・他集落等との連携	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">88</span> 戸	
① 機械・農作業の共同化	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">438</span> ha													
② 高付加価値型農業の実践	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">44</span> ha													
③ 認定農業者の育成	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">49</span> 人													
④ 新規就農の確保	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">58</span> 人													
⑤ 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">80</span> ha													
⑥ 非農家・他集落等との連携	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">88</span> 戸													
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 集落													
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>B要件</p> <p>担い手育成を積極的に考えるようになる等、将来にわたって地域農業を考える体制が整備され、集落における農業生産活動に対する共同意識の強化が図られた</p>													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 集落営農組織の育成</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">38</span> ha</td> </tr> <tr> <td>② 担い手集積化</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> ha</td> </tr> </table>	① 集落営農組織の育成	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">38</span> ha	② 担い手集積化	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> ha									
① 集落営農組織の育成	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">38</span> ha													
② 担い手集積化	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> ha													

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	<p>集落マスタープランの策定、協定活動の実施、プランの進捗状況の確認及び検討を通じて、協定参加者間の話し合いが活発化し、集落の将来に対する危機感を共有化したことにより、課題解決に向けて集落が一体となり取り組む姿勢が促された。</p> <p>さらに、交付対象農地を持たない農家や非農家、自治会等の地域組織等を協定活動に取り込むことにより、それらもの集落への関心を喚起し、集落全体で地域運営を考える姿勢へと変わりつつある地域が出てくる等の効果があった。</p>														
	その他	<p>本制度により、認定農業者への土地利用集積が進み、今後、集落の農業生産活動の中心を担う農業法人の設立により、集落の将来の農業生産活動の維持・発展のための素地を作ることができた。</p> <p>① 加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模拡大</li> <li>・ 土地利用調整</li> <li>・ 耕作放棄復旧</li> <li>・ 法人設立(特定農業法人) (農業生産法人)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>23</td><td>1</td><td>ha</td></tr> <tr><td>38</td><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>法人</td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td>法人</td></tr> </table>	23	1	ha	38		ha	2		ha	3		法人	1	
23	1	ha														
38		ha														
2		ha														
3		法人														
1		法人														

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	<p>中山間地域においては、高齢化・過疎化の進行により、担い手不足のみならず、集落自体の存続も危ぶまれており、平坦地も含めた農地等のすべてが、多面的な機能を担っている現状の中で、現行制度においては、傾斜農用地を対象に関連する農家のみによる協定に基づき取り組まれており、本来の意味での集落全体の取組みとなっていない。</p>
(2) 交付金交付の効果等	<p>過疎化・高齢化が進行し、集落内の人材不足が顕著となる中、複数集落による協定締結や協定活動における非農家等の多様な主体との連携を進めた協定においては、創意工夫のある取組を行い、先進的な成果をあげる一方、単独・小規模集落による協定では、農地の維持のための活動を越えた新たな思い切った取組みに着手することが出来ない場合が多い。</p>

4 事項毎の評価結果

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>集落の将来像の実現に向け、協定集落は自らが策定した計画に基づき活動を推進し、行政は、助言という立場で、集落協定の着実な目標達成に向けて、後方的支援を行うという趣旨の本制度は、過疎化・高齢化が進む農村地域が創意工夫による地域の再生を進めていく取組みの先進的モデルであり、非常に有効である。</p>	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>本制度は、集落全体で農地保全を考える枠組み、共同管理活動の活発化等、協定参加者の意識改革を図るとともに、多面的機能の視点の導入により、農業者以外の多様な主体の意識改革を少なからず進めるきっかけを作っており、有効である。</p>	
(3) 自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>複数集落による協定締結や協定活動における多様な主体との連携を進めた協定ほど、体制整備要件を選択し、積極的な取組を実施し、先進的な成果を挙げている傾向が強い。本制度が協定の広域化や非農家等多様な主体との連携を進めることの誘因となっていることから、本制度は、今後、新たな対策を考えていく上での一つの視点を提示しており、有効である。</p>	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	<p>将来的な集落の維持に向けての集落内での連帯感の醸成、集落内外の多様な主体を取り込んで地域運営を考える姿勢への変化等をもたらした点で、本制度は非常に有効である。</p>
	その他	<p>本制度は、集落の将来の農業生産活動の維持・発展のため、協定参加者の意識の向上と体制整備に寄与しており、有効である。</p>

5 総合評価結果(上記評価を踏まえ、A～Gで総合評価する)

総合評価	評価区分
<p>農村部における過疎化・高齢化、担い手の減少が急速に進み、中山間地域の農地を守ることが非常に困難となる中で、条件不利な約5,000ヘクタールの農地が適切に管理され、耕作放棄地の発生防止が図られている。特にこれらの点において、本制度の効果は非常に大きい。</p> <p>さらに、集落機能の活性化、集落を超えた広域的な協定や協定活動における多様な主体との連携の促進、地域と行政の新たな在り方を提示する本制度の枠組みは、過疎化・高齢化が進む中山間地域における将来の農業生産活動・農村集落の維持に向け、効果を発揮するとともに、今後の同様の取組における先進的モデルとも言える。</p> <p>また、中間年評価時のアンケート結果から、府内の全市町村及び9割を超える集落協定代表者が本制度の継続を望んでいることから、本制度は大いに評価できる。</p> <p>なお、次期対策においては、耕作条件の悪い谷間に点在する農地や平坦地も含めて対象農地とするなど、集落全体で集落内農地を守るという視点の導入や、協定の広域化や協定活動における非農家等、多様な主体との連携へ誘導する仕掛けが必要であると考えられ、将来の農業生産活動、集落の維持に向けた積極的な取組を、一部の協定だけでなく、過疎化・高齢化が特に進んだ小規模な集落においても、行うことのできるような制度を期待する。</p>	A
<p>評価区分：A(大いに評価できる)B(おおむね評価できる)C(やや評価できる)D(さほど評価できない)E(ほとんど評価できない)F(全く評価できない)G(その他)</p>	

6 その他(特徴的な取組事例)

別添のとおり(取組事例1: 福知山市三岳集落協定、取組事例2: 京丹後市久美浜町佐野甲集落協定)